

板橋区統計調査事務補助員設置要綱

(令和元年 11 月 25 日 区長決定)
(令和 3 年 4 月 1 日 一部改正)
(令和 7 年 3 月 25 日 一部改正)

(目的)

- 第 1 条 この要綱は、国又は都から委託を受けた各種統計調査等の円滑かつ確実な実施のため、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年板橋区規則第 41 号。以下「会計年度任用職員任用規則」という。）に基づき、統計調査事務補助員の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 統計調査事務補助員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(職務)

- 第 2 条 統計調査事務補助員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
- (1) 国又は都から委託を受けて実施する各種統計調査等に関する事項
- (2) 前号に付随する事項

(設定数)

- 第 3 条 統計調査事務補助員の設定数は、15 人とする。ただし、国勢調査実施年度については 50 人とする。

(任用)

- 第 4 条 統計調査事務補助員は、次の各号を全て満たす者のうちから、選考により区長が任用する。
- (1) 任用期間の開始日において、東京都統計調査員確保対策事業実施要綱に基づき、板橋区の統計調査員希望者として登録されている者
- (2) 任用期間の開始日から起算して 10 年以内に、国又は都から委託を受けて実施する各種統計調査の統計調査員若しくは統計指導員として活動した実績があり、かつ、その勤務実績が良好であったと認められる者
- 2 任用に当たっての選考の方法は、総務部長が別に定める。
- 3 統計調査事務補助員の任用は、発令通知書（別記第 1 号様式）による。
- 4 統計調査事務補助員の任用に当たり、勤務条件通知書（別記第 2 号様式）を交付する。

(任用決定者の提出書類)

- 第 5 条 統計調査事務補助員として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。
- (1) 履歴書
- (2) その他総務部総務課長（以下「課長」という。）が必要と認める書類

(任期)

- 第 6 条 統計調査事務補助員の任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとする。
- 2 区長は、統計調査事務補助員の勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

(分限)

- 第 7 条 統計調査事務補助員に対する分限は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）及び職員の分限に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 14 号）の定めるところによる。

(懲戒処分)

- 第 8 条 統計調査事務補助員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 15 号）の定めるところによる。

(服務)

第9条 統計調査事務補助員の服務は、東京都板橋区処務規程（昭和44年板橋区訓令甲第2号）の定めるところによる。

(勤務時間等)

第10条 統計調査事務補助員の勤務時間等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤務日数及び勤務日は課長が定める。
 - (2) 勤務時間は、1日につき6時間45分とする。
 - (3) 統計調査事務補助員の正規の勤務時間は9時00分から16時45分まで（次号の休憩時間を含む。）とする。
 - (4) 統計調査事務補助員の休憩時間は、12時から13時までとする。
- 2 前項に定めるもののほか、統計調査事務補助員の勤務時間等に関することは、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年板橋区規則第40号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

(勤務場所)

第11条 統計調査事務補助員の勤務場所は、課長が定める。

(休暇等)

第12条 統計調査事務補助員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

(職務に専念する義務の免除)

第13条 統計調査事務補助員における職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和35年板橋区条例第17号）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）等の定めるところによる。

(給与及び費用弁償)

第14条 統計調査事務補助員の給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第21号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第39号）の定めるところによる。

(公務災害補償等)

第15条 統計調査事務補助員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

(社会保険等)

第16条 統計調査事務補助員に対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

(研修)

第17条 統計調査事務補助員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

(健康診断等)

第18条 統計調査事務補助員の健康診断等については、板橋区職員健康管理規則（昭和59年板橋区規則第10号）の定めるところによる。

(人事評価)

第 19 条 統計調査事務補助員の人事評価については、板橋区会計年度任用職員人事評価規程（令和 2 年板橋区訓令第 5 号）の定めるところによる。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、課長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。